
【附帯意見の報告】 1. 離島港湾環境整備事業 佐伯港 大入島東地区

《議長》 その他として、前回の委員会での付帯意見についての報告です。前回の事業評価監視委員会で休止が妥当であると答申をした離島港湾環境整備事業、佐伯港大入島東地区の現状、状況、その後の推移についてご報告をお願いします。

《港湾課》 佐伯港大入島東地区、離島港湾環境整備事業について説明します。この事業は平成 23 年の大分県事業評価監視委員会で休止の答申をいただきましたが、付帯意見として今後の方針の検討状況を委員会へ毎年報告することとなっていますので、現在の状況について説明するものです。事業箇所は、佐伯市大入島の南東部、石間浦、大入島小学校の前面の海域です。

続いて事業のおさらいをします。この事業は、佐伯港女島地区で国が実施している水深 14m 岸壁整備事業から発生する、航路泊地の浚渫土砂および佐伯市管内の道路事業等から発生する公共陸上残土、合わせて 730,000m³ を受け入れるための埋め立て護岸整備を実施するものです。事業費は 47 億円。護岸延長は 600m。事業実施期間は、平成 9 年度から平成 25 年度を予定していました。

当初、平成 25 年度供用開始を目標としている水深 14m 岸壁の整備に伴う浚渫土砂のすべてを大入島地区の埋め立て地へ搬入することとしていましたが、大入島埋め立て護岸の整備が遅れていることから、岸壁の供用開始に最低限必要な航路と回頭円部分の浚渫土砂 140,000m³ は、岸壁背後の埠頭用地への埋め立て材として利用することとし、残りの浚渫土砂 80,000m³ を大入島埋め立て地で処分することとしています。このほかに佐伯市管内の道路事業等から発生する陸上残土 650,000m³ を大入島埋め立て地へ処分することを計画しています。これまでの事業の主な経緯ですが、現港湾計画は、平成 5 年 8 月の改訂により、大入島埋め立て護岸が計画されました。平成 9 年度に事業採択。平成 15 年 1 月に公有水面埋め立て免許を取得。同年 11 月と 17 年 1 月に現地着手していますが、一部地元住民等の激しい妨害行動を受け、やむなく工事を中断しています。その後、平成 18 年度の大分県事業評価監視委員会で継続の答申をいただきましたが、反対派住民の本事業に対する理解、同意は得られておらず、着工できない状況が続いていました。このような状況の中、浚渫範囲を縮小し、岸壁背後の埋め立てに浚渫土砂を使うことで岸壁整備に一定のめどが付いたこともあり、いったん休止して状況を見るということで、昨年の事業評価監視委員会に事業休止の案を図り、休止が妥当との答申を受けました。

現在の状況についてですが、昨年度、今後の方針としまして、今後、佐伯港の船舶の通航状況を鑑み、浚渫の必要性や陸上残土の処分方法等の検討状況を勘案しながら判断としており、課題として、浚渫土砂については、より航行をしやすくするためにはさらに浚渫 80,000m³ が必要です。陸上残土についても今後も発生が見込めます。処分方法等については、今後さらに時間をかけて検討を行うという課題でしたが、水深 14m 岸壁の浚渫土砂、残り 80,000m³ の必要性につきましては、平成 25 年度供用開始後の航行状況を見て検討をすることとしていますので、今回は陸上残土について説明します。佐伯管内の公共陸上残土の

状況ですが、まず発生予想土砂量ですけれども、道路事業、河川事業を合わせて約 670,000m³が見込まれています。これに対して処分地の検討状況ですが、23 箇所の候補地を選定し、現在は 1 箇所で処理中、6 箇所で検討中となっており、検討中の処分量は、約 360,000m³が見込まれています。公共陸上残土の発生が多数予想される中、佐伯管内では国、県、市が一体となり、残土処理候補地を選定し、確保するための残土調整チームを結成して対応していますが、処理をするための条件クリアに苦慮しているところです。以上が大入島地区埋め立て事業の現状です。

《議長》 ありがとうございます。皆様方、なにかご意見がありましたら出していただきたいと思います。

《委員》 最後に残土の説明があったのですが、単純に考えるとなにか、道路などの切り土や、トンネルで発生した残土と、それから河川とか港湾とかの浚渫土砂についてはだいぶ土質が違うので、そのへんのところを含めてどういうふうに佐伯市内でのいろんな事業に関わっている方々の残土調整会議でどういうことでどういう話し合いと言うのはおかしいですけど、そういう内容、あるいは土質。砂質が多いだとか、粘土分が多いだとかということも含めて検討されているのかなと思いますけど、そういうあたりについて若干、コメントというかお話しいただければお願いしたいと思うんですけど。

《港湾課》 現在の状況ですが、先ほど土質の話がありましたけれども、浚渫土砂がこの 670,000m³の中に見込まれば、当然、浚渫土砂はそのまま埋め立てるというわけにはいかないのです、改良等も考えないといけません。現在、浚渫が見込まれている事業がありませんので、今、この 670,000m³の発生土砂量というのは、道路改良でのトンネルの残土、それから河川事業等で発生する河床掘削等が見込まれております。国・県・市で行政が一体となって残土の処理地を確保している状況なのですが、先ほども説明したように 1 箇所で処理中となっていますけれども、なかなか処分地の候補地はあるのですけれども、それを処分するとなると当然、いろんな条件が出てきますので、この条件をクリアするためにいろんな地元調整が、いちばん苦慮しているところです。

《委員》 残土を捨てる場所の環境面への配慮が大変だということなのか、あるいは単純に適地が難しいということなのでしょうか。

《港湾課》 適地と言いますと、窪地があればそういうところが一番いいのですが、そうになると山地の方に持っていくと今度は運搬距離が長くなって、その土砂処理にコストがかかります。当然、今度、市内から近いところになれば、水田等を埋めるということになると、一つの土地がよくても隣の土地が悪いとか、そこを分けるためにながしかの構造物を作らなければいけないと、そういう条件がいろいろ出てきますので、そのへんが苦慮しているところです。

《委員》 反対する方もおられたけど、以前、市内に事業を進めてくださいっていう賛成

の何とか期成同盟とか誓願とかいうのがあったとの経過説明があったと思うのですが、昨年、休止してから何か住民の方からとかそのような誓願とかありませんか。

《港湾課》 昨年 11 月に事業休止という答申が出た以降、本年 3 月末までは、そういった要求だとかいうものはありませんでした。現在もそういう情報は、港湾課の方には入っていません。

《議長》 この 14m 岸壁が 25 年に供用開始という予定を先ほどお伺いしましたが、正確には平成 25 年のいつ頃ですか。

《港湾課》 今のところ平成 25 年度の供用開始ということで聞いていますが、25 年の何月ということについては国の方からの公表等はありません。今年度は上部溝の一部と前面の浚渫の工事をしておりますが、事業については順調に進捗していますので、25 年度内に供用開始は、今のところ問題ないと思われま。

《議長》 岸壁を利用する船の利用度の見通しはあるのですか。何隻ぐらい入るとか。

《港湾課》 何隻入るかというのは今のところ何とも言えないところですが、この岸壁の貨物の利用形態は、港湾計画では石炭や林産材を取り扱うということとしていまして、佐伯市も東九州自動車道とこの 14m 岸壁を使った物流ということを考えて、促進協議会を立ち上げていますので、新しい企業誘致等も考えていきながら、この岸壁の利用を促進していくと聞いています。

《議長》 何とかさらなる掘削ですね。そういうことがなくて船がうまく回るようになることをたいへん希望しておりますけれども。それとその残土処理の検討委員会ですか。それの方、ほんとしっかり一つがんばって、何とかいいところを見つけていただきたいと。

《港湾課》 毎月 1 回行っていますし、東九州自動車道の残土の処理が、ほぼ固まってきましたので、今後、処理地が決まってくると、この県事業、市事業の残土処理地の方も処分地が決まってくるのではないかなと思います。

《議長》 是非がんばってください。ほかにはよろしいですか。

(一同なしの声)

《議長》 それでは、だいたいご意見も出そろったようでございますので、この件につきましては、来年度も引き続き当委員会にご報告をよろしくお願いたします。

《港湾課》 わかりました。